

デフリンピック規則

DG1. 基本原則

デフリンピックの目的は以下の通りである。

- スポーツを基本とする身体・精神の質の向上、促進をはかるため。
- ろう者が高レベルのスポーツ競技に参加する機会を提供するため。
- 4年に1度のスポーツ競技にて世界中から選手を集めるため。
- 国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）の基本理念を世界中に広め、それによりろう者の国際親善を築くため。

DG2. 総則

1. デフリンピックは4年ごとに開催され、夏季大会と冬季大会は交互に2年おきに開催する。
2. デフリンピックは他の年に延期、あるいはオリンピックと同じ年に開催してはならない。
3. デフリンピックの開催地はあらかじめ決められてはおらず、開催地指名の前に立候補国の協会がICSD評議員会に提議しなければならない。
4. 夏季デフリンピックおよび冬季デフリンピック開催期間は、開会式及び予選等を除き、夏季大会は12日を越えてはならず、冬季大会は8日を越えてはならない。
5. デフリンピックはICSDが独占する財産であり、その組織に全権を有する。ICSDは、デフリンピックに関する使用权(ライセンス)を与えることができる。
6. ICSD執行委員会(EC)の承認を得て、ICSD事務長は、開催国立候補募集にあたって、冬季デフリンピック1万ドル、夏季デフリンピック2万5千ドルを含む、使用权料の概要について決めることができる。開催国に決まった国は、公式発表から3ヶ月以内に使用权料を支払わなければならない。
7. デフリンピックは国家間の競争ではない。競技結果によって国家レベルを格付けるものではない。
8. デフリンピック出場者は以下のように制限される。
 - (1) 良耳の聴力が、少なくとも55dB(500、1000、2000各ヘルツの3周波の平均、1969年アメリカ国家規格(ANSI)基準による)の聴力損失と判定されたるろう者。

- (2) ICSD 加盟国の国籍を有する者。
- (3) 大会競技中、補聴器・人工内耳を使用しないこと。

DG3. 招致申請

1. 夏季又は冬季のデフリンピックを招致しようとする各国協会は、そのデフリンピックが開催される 6 年前に、開催予定の市、日程を含む申請書を事務局に提出しなければならない。
2. デフリンピックおよび世界ろう者選手権は、市（商工会議所、観光局など）も招致することができる。
3. デフリンピック開催申請書には下記のを添えることとする。
 1. 政府（または省）からの支援の証明書
 2. 国内オリンピック委員会からの支援の証明書
 3. 提議された都市からの支援の証明書
 4. 該当する国内ろう者スポーツ連盟からの支援の証明書
4. 大会開催申請書の提出期限は執行委員会により決定され、提出期限の遅くとも 12 ヶ月前に公表される。
5. 大会開催地の正式決定は、当該競技大会の 6 年前に開かれる ICSD 評議員会の場でおこなわれる。
6. 大会開催申請書には以下のものを含まなくてはならない。
 1. 競技大会開催立候補都市及び月日
 2. ホテル、食事、交通手段の現行価格一覧。
7. デフリンピック開催を申請する各国協会は、現地視察を受ける前に、現行の ICSD「デフリンピック規則」に必ず従うことに書面で同意しなければならない。
8. デフリンピックを招致しようとする各国協会は、開催地及び施設を調査するため ICSD 会長又は代理人の視察を手配しなければならない。視察の時期はその国でのデフリンピックの開催予定月と同じ月にしなければならない。
9. 事務局が **DG3.** 2.、5.、6. に挙げた文書を受けとっていない限り、現地視察を受けることはできない。

10. 評議員会は、評議委員会に出席し、投票権を持つ各国協会により行使された投票数の記録の単純過半数によって、デフリンピック開催地を任命する。
11. いずれの候補者も第 1 回の投票で登録された投票数の過半数を得られなかった場合、第 2 回投票を行わなければならない。第 2 回投票では、最多得票者が大会開催協会として発表される。
12. 2 つの候補地間での投票が同一得票数であった場合、候補地の代表者は最終投票の前に 5 分間の説明演説をして、質問に対し答えることを許される。しかし、その後も同一得票数が継続する場合には、2 候補地名を書いて箱に入れ ICS D 会長がそのうちの 1 つを引いて、デフリンピック開催地として発表することとする。

DG4. 組織委員会

1. デフリンピック開催を任命された協会は、開催任命後 6 ヶ月以内に組織委員会(OC)を発足し、大会運営の責任をこれに委任するものとする。
2. 組織委員会は運営経験のある者(ろう者及び健聴者)によって構成されなければならない。組織委員会は ICS D 事務局と手紙、電話、ファックス、E-mail で直接連絡をとる。
3. 組織委員会は電話、ファックス、電子コミュニケーション設備を備える中央集権的な事務局を置くことができる。これらの電話等コミュニケーションツールの番号を、組織委員会のレターヘッドとホームページ(あれば)に載せるものとする。
4. 組織委員会はデフリンピックの組織に責任を持ち、組織委員会の業務に対する協力を得るために、国内オリンピック委員会と交渉をしなければならない。
5. デフリンピックの競技プログラムを決定する際、組織委員会は適切な国内のスポーツ連盟と連絡をとり、そのスポーツ連盟の役員の協力を得るものとする。
6. 組織委員会は大会参加者の宿泊、交通などに関してデフリンピック公式旅行代理店を指定することができる。旅行代理店はファクシミリ機、E-mail、電話を設置しなければならない。旅行代理店はデフリンピックの 2 年前に指定されなければならない。
7. 事務局長、総監督、団長は、競技開始 1 年前からデフリンピック開催会場を見学することができる。会場見学のスケジュールは、組織委員会が決定する。それ以外のときに訪問しても、組織委員会はサポートしない。

DG5. 報告

1. デフリンピックの準備にむけて、ECに求められているとおり、毎年3月と9月にICSD事務局宛に進捗状況の報告書を提出しなければならない。
2. 組織委員会の委員（1名または複数）は、進捗状況を報告するために、ICSDの執行委員会への出席を求めることができる。
3. デフリンピックに関する技術面及び組織面の（準備）詳細についての完全な報告書は、大会が開催される少なくとも2年前と4年前にICSD評議員会に提出する。
4. デフリンピックを完結すべく、下記を含む最終報告書を大会終了後1年以内にICSD事務局に提出しなければならない。
 1. 全競技種目結果
 2. 全競技評価
 3. 決算報告書
 4. 統計情報（選手・役員・観客人数、選手・観客の国別構成、観客数に対する選手数の割合、男女別人数を含む）

DG6. 正式招待

1. デフリンピックの案内状は遅くとも1年前までにICSDと組織委員会双方から（別々に）送付され、そこにデフリンピックプログラムの一部である公認競技種目一覧を同封しなければならない。
2. デフリンピックのために作成されたすべての文書（案内状、競技一覧、登録カード、プログラム、ポスター等）と分配されるバッジ、メダル等には題字として、ICSDのロゴ・文字を入れなければならない。

DG7. プログラム

1. 各競技の技術委員（TD）は、デフリンピック開催の少なくとも6ヶ月前に最終競技プログラムを承認する。夏季及び冬季のデフリンピックプログラムに含まれる競技は、大会開催が決定された際のICSD評議員会で承認されたものとする。
2. IOC（国際オリンピック委員会）で認められている競技のみ、デフリンピックプログラムに含むことができる。
3. 組織委員会はICSD執行委員会とデフリンピック日程案を協議する。この協議により

ICSD 関連の競技大会と重ならないことを基本として、大会日程が決定され、大会開催の 4 年前には日程が固まるものとする。

4. ICSD 執行委員会は、夏季大会及び冬季大会のそれぞれ遅くとも 1 年前に各競技で実施する種目について決定する。執行委員会は ICSD 評議委員会の決定、技術委員の提出案、オリンピック規則を考慮に入れなければならない。
5. 少なくとも 5 カ国または 2 つの地域から予備登録された競技種目についてのみ公式プログラムに含むこととする。また、登録選手が 4 人または 2 つの地域未満の場合、その競技または種目は中止する。この規則により中止される個別の競技について、事務局は影響を受ける各国協会に対し予備登録締め切りの 14 日以内、あるいは場合によっては最終登録締め切り直後に通知しなくてはならない。
6. ICSD は登録締め切り後、14 日以内に関係する協会および組織委員会に通知しなければならない。

DG8. 競技追加・削除

1. 新しいスポーツを初めは公開競技として、デフリンピックに導入することができる。新競技は ICSD 執行委員会により、次回デフリンピックの正式競技種目として ICSD 評議員会に提案することができる。ただし、提案されるには、新競技が以下の条件を満たしている必要がある。
 1. 新競技は少なくとも 1 回は世界ろう者選手権で実施されていなければならない。
 2. 新競技が世界ろう者選手権において実施されたことがない場合、過去 3 年間に国際競技大会で実施され、男女共最低 8 カ国が出場していること。
 3. 新競技申請書は執行委員会の 4 ヶ月前に、ICSD 事務局に提出しなければならない。技術委員会は新競技申請書を評価し、ICSD 執行委員会へ意見書を提出しなければならない。
2. デフリンピックで過去 3 回連続開催されない場合、その競技種目は夏季または冬季デフリンピックプログラムから削除される。
3. 大会プログラムには少なくとも 3 地域連合からの、夏季大会では最低 12 協会、冬季大会では最低 6 協会により実施されている競技を含むものとする。

DG9. 参加規定

1. デフリンピックはろうのスポーツ選手を公正無私な競技のために結集するものである。

2. 協会あるいは個人に対して、人種、宗教、性別、政治を理由とするいかなる差別もしてはならない。
3. ある国の代表選として出場した人が、別の国の代表として出場するには、前回の大会から二年間待たなければならない。
4. 関係する国際スポーツ連盟規則に規定されている場合を除き、競技者に対する年齢制限はない。
5. 登録用紙には適正コード及び参加協会の役員 2 名（会長、事務局長）の署名入りの下記の宣言を含まなければならない。

「我々署名者はデフリンピックの参加規定を読み、我々及び選手はその条件に従うことを誓います。我々は ICSD によって認可された目的において、デフリンピックの期間中、テレビ撮影及び写真撮影などを受け入れることに同意します。」

6. 上記規則が守られていない限り、いかなる登録も無効とする。
7. ICSD 正会員のみがデフリンピックの競技者として登録できる。
8. ろう者スポーツの全国組織を結成する力が見受けられない弱小国の選手は、自国のオリンピック委員会もしくはスポーツ局からの認証を待つ間でも、夏季及び冬季デフリンピックに出場できる。これらの選手はデフリンピック旗の下で行進する。
9. 参加協会は選手 3 人につき選手団役員 1 名を、加えて選手団内の各競技に 1 名のリーダーを任命できる。これらの役員数は評議員会に出席する 2 名の代表を含まない。選手団は以下の役員を含むことができる。
 - ・ 団長、監督、選手団リーダー
 - ・ 副団長、監督補助、副選手団リーダー
 - ・ 副小団長、副競技団長、副競技団リーダー
 - ・ コーチ
 - ・ 副コーチ
 - ・ マッサージ師・トレーナー
 - ・ 医療スタッフ・医師・救急士
 - ・ 理学療法士・看護師
 - ・ 行政関係者

- ・ 通訳者

各国選手団で認められた人数以上の役員がいる場合は、その超過分の役員には執行委員会
が決定する超過料金が課される。

10. デフリンピックの登録用紙は ICSD が提供する。

DG10. ID カード

1. デフリンピックの組織委員会は各参加者及び役員に身分証明カードを提供しなければ
ならない。
2. 身分証明カードは以下の項目を含むものとする。
 - ・ デフリンピックの名称、日程、開催地
 - ・ 姓
 - ・ 名
 - ・ 国籍（ICSD 役員、ICSD 技術委員を除く）
 - ・ 生年月日（競技選手のみ）
 - ・ スポーツ種目（選手及び関係するスタッフについてのみ）
 - ・ 担当する役割（役員のみ、例：団長、トレーナー、通訳など）
3. 各国協会は、身分証明カードに記載するために組織委員会に提供する情報が正確であ
ることを確保しなくてはならない。
4. 組織委員会は、身元証明の目的で身分証明カードにアルファベット、またはカラー・
コードを使用することができる。組織委員会の許可なしに、身分証明カード上の記載
情報を変えることは許されない。
5. 身分証明カードは、選手として参加する試合が行われる会場への出入りの権限を与え
る。選手が身分証明カードを持っていないことが明らかになった場合、試合の出場は
許されない。

DG11. 取締り・罰則

1. デフリンピックあるいは予選大会の出場に先立ち、聴力検査表を ICSD に承認される
か ICSD のオーディオロジストの聴力検査を受けるかをしていない選手は、1年以内に
測定した聴力検査表を ICSD に提出しなければならない。これは、予選あるいはデフリ
ンピックに参加する前に行われなければならない。もし提出されていない場合には、出
身国の協会の経費負担において、デフリンピック会場で、聴力検査が行われる。

2. 聴力検査表の用紙は、ICSD の公式ホームページを通じて提供される。
3. ICSD は世界アンチドーピング規則を開発する世界アンチドーピング機構 (WADA) の業務を支持し、2006 年 1 月にアンチドーピング規則を受け入れた。
4. ICSD は上記規則に基づき、ICSD アンチドーピング規則を策定した。それはデフリンピクスおよび関連の国際競技会に適用される。
5. デフリンピックに参加している選手は、デフリンピック期間中いつでもドーピングテストを求められることがある。
6. アンチドーピング規則の違反があった場合は、ICSD はそのアンチドーピング規則にのっとって制裁を課すことができる。
7. 組織委員会はドーピング検査にかかわる費用をすべて負担する責任がある。
8. 組織委員会はデフリンピックの会場で、ドーピング管理のプログラムが実施できるよう、設備を整える (訓練を受けた検査者、サンプル収集のための適切な設備、WADA 認定の試験室へのアクセスを含む) 責任を有する。
9. 組織委員会はすべての会員国にサンプル収集の技術的なプロセスを説明したドーピング管理ガイドを配らなくてはならない。
10. すべての会員国は、選手に対し ICSD のアンチドーピング規則および要件を知らしめる責任を有する。
11. 検査を拒否した選手はデフリンピックから除外される。
12. これらのテストのいずれかに不合格となった選手は ICSD 執行委員会の決定により、定められた期間、あるいは永久的に ICSD の競技大会から追放されるものとする。該当選手の氏名はすべての文書から除かれ、デフリンピックで授与されたいかなるメダルも没収されるものとする。
13. このような選手が団体競技のチームの一員であった場合、チーム全体が失格となり、その名前がすべての公式文書から除かれ、デフリンピックで授与されたいかなるメダルも没収されるものとする。

14. 選手又はチームの不正行為のあった場合、該当する協会は ICS D 執行委員会によって課せられるすべての実費と罰金を支払わなければならない。
15. デフリンピック期間中に行われたテストのすべての実費は組織委員会が負担するものとする。

DG12. 団体競技

1. 団体競技の予備登録は、夏季大会前の 2 年半前、冬季大会の 1 年半前に行わなければならない。
2. 1 協会からは 1 チームのみの参加が認められる。
3. 決勝ラウンドには原則として、競技種目（男女別）ごとに 16 チームまでの参加が認められる。
4. 団体競技で登録が 16 チームに満たなかった場合、大会開会の 3 ヶ月前まで、16 チームになるまで追加登録が認められる。団体競技の登録順序は ICS D 事務局での登録受理の日付順を基本とする。同じ日に 2 チーム以上の登録用紙が届いた場合、登録受理順を決めるためにくじ引きが行われる。
5. デフリンピックへの出場資格は地域連合の選手権の結果に自動的に従う。
6. 予選同様、決勝ラウンドを出場辞退したチームは罰金を徴収される。罰金の額はデフリンピックの 4 年前に開かれる評議員会で決定される。
7. 登録したチームが登録締切日以前の予選に参加が必要ない場合、罰金なしで出場辞退できる。予選出場が必要ないチームの最終登録は、デフリンピック開催の 12 ヶ月前とする。

DG13. 個人競技

1. 各選手が参加できる種目数に制限は設けない。
2. 出場不許可との医師の診断書を提出した場合を除き、出場辞退選手は罰金を徴収される。

14. 予備登録および最終登録

1. 各競技種目の出場選手数を記入した予備登録は、デフリンピックの少なくとも1年前に ICSD 事務局宛てに提出されなければならない。
2. 各選手名、出場競技種目を記入した最終登録は、大会開催の遅くとも2週間前に ICSD 事務局または組織委員会に提出されなければならない。ファックスまたは E-mail で提出することも可能である。ただし、正式登録用紙の確認は速達便で送られなくてはならない。
3. 予備登録及び最終登録締め切り日は、事務局長が執行委員会と協議の上決定する。決定後すぐ組織委員会に連絡されるものとする。
4. 締め切り後に受理された最終登録申し込みは、登録が認められない。

DG15. 広告

デフリンピックの全参加者は、商用宣伝広告のついた物の所持と着用について規定した ICSD 執行委員会のすべての指示に従わなければならない。

1. ICSD はデフリンピックの期間中、宣伝広告のついた物の所持と着用を認める。メーカーの名称や商標などは、1つのウェアまたは用具につき1つまでとする。
2. 参加者はそのメーカー特有のデザインの衣服および靴を着用することが認められる。この場合、メーカーの名称またはロゴの大きさは、特有デザインの一部として、あるいは特有デザインから独立した使用を含め、前面および背面の合計が最大 400cm²までとする。

DG16. 報道規則及び諸項目

1. 組織委員会による契約はすべて、ICSD 執行委員会の指示とデフリンピック規則に従うものとする。これは、時間計測機器、スコアボードおよび報道に関するものを含むが、それらに限定されるものではない。
2. デフリンピックの報道と観客を最大限に確保するため、すべての地域及び国際マスコミ媒体の代表に対し、デフリンピックの試合、開会／閉会式の報道許可を求めるよう勧奨する。
3. 許可を求める報道陣は、デフリンピックの遅くとも3ヶ月前に公式申請書を ICSD に提出しなければならない。この申請書に申請者は ICSD、組織委員会または任命され

た者のすべての指図に従うという合意を示す。また、取材に含まれるすべての経費(すなわち乗用車や備品のレンタル代金)を支払う責任と、ICSD に取材結果の原本のコピーを提出する責任を認めるものとする。取材結果には新聞など印刷記事、録画したビデオ／フィルムなどを含む、

4. 地元の報道陣がデフリンピックの報道の許可を得た場合、ICSD、組織委員会及び任命された者はその報道陣にデフリンピックへのアクセスを与えるよう努力する。許可された報道陣は、取材に含まれるすべての経費を支払う責任を含む ICSD、組織委員会及び任命された者のすべての指示に従う。
5. ICSD 執行委員会は(組織委員会と協議の上)、あらゆる報道陣の申請について許可を認めたり却下する権利、また既に認められた許可を撤回する権利を有する。ICSD は組織委員会との協議の上、各報道陣の人員制限数を決定するものとする。
6. 取材許可証を持つ者のみが、写真及びフィルム撮影のために会場内の競技施設への入場を許可される。観客は写真撮影の目的で、競技トラックやコートなどに入ることは許されない。観客は、常に観客席にとどまらなくてはならない。これは表彰式の場合でも同様である。
7. 各競技の結果はできる限り早く組織委員会事務局に伝えられ、事務局は毎日の結果報告に掲載しなければならず、同様に様々な所定場所で掲示しなければならない。
8. 組織委員会の情報責任者は全競技結果の情報を集め、毎日の結果報告の発行について責任を持つ。ICSD 理事、各技術委員、組織委員会役員及び参加競技チームの代表者に配布するために、その日の結果報告書を 1 セットずつ確保するものとする。これらの報告書は、所定場所に置かれるボックスに配布する。
9. また、情報責任者は競技結果やその他競技に直接関係のある情報について、印刷物や電子情報手段を通してできるだけ広範囲に、確実に広めるものとする。
10. 宣伝広告及び後援
デフリンピックの法人後援契約はすべて ICSD が当事者となる。組織委員会は ICSD によりなされた契約に従うものとする。

11. ICSD 旗・ロゴ・標語等

公式 ICSD 旗、ロゴ、標語、音楽、「デフリンピック」の名称及び関連する ICSD マークは ICSD の占有財産である。ICSD は ICSD の財産の使用に関し、ライセンス権を

与えることができる。

12. 宣伝及び広告

1. 大会期間中は、いかなる政治的、宗教的、民族的な宣伝活動も許されない。
2. 競技場内での宣伝看板などと広告の掲示については、ICSD に許可を得たもののみ認められる。
3. ICSD 執行委員会は、広告に許可を与える際の条件を決定する権限を有する。

13. マスコット

1. デフリンピックのために制作されたいかなるマスコットもデフリンピックのマーク、すなわち組織委員会から ICSD 執行委員会へ提出され承認されたデザインとされる。これらのマスコットは、ICSD 執行委員会から事前の文書による承認なしに、営利目的に使用してはならない。
2. 組織委員会は ICSD の利益のために、デフリンピックのマスコット及び関係するマークを確実に保護するものとする。デフリンピック開催年の終了と同時に、デフリンピックのマスコット、マークの使用も終了する。組織委員会及び（または）開催国のろう者スポーツ組織は、場合によってまた必要な範囲で、（ICSD の単独利益を守るために）デフリンピックのマスコットとマークの使用に関して、受託者の役割を果たすものとする。
3. 各国のろう者スポーツ組織は大会開催国外において、事前に ICSD の文書による承認なしに、マスコットを営利目的で使用してはならない。この承認に先立って ICSD は組織委員会と協議することとする。

DG17. 財政規定

1. 組織委員会（又は代理店）はデフリンピックに出場するすべての参加国協会に対して、宿泊施設、食事、交通（公共交通機関、各競技場間の交通等、その他渡航に関する手配支援）を適切な価格で提供しなければならない。
2. 各選手団は旅費、宿泊費、および支援にかかる費用を負担する。
3. 組織委員会は代理店を指定し、デフリンピック参加者のために渡航、宿泊その他支援をすることができる。
4. 組織委員会は下記に対して負担しなければならない。
 1. DG3. 7. に対して（ICSD 会長による会場視察）。

2. 大会開催の約 1 年前に行われる、ICS D 事務局長によるデフリンピック会場視察に対して。
3. デフリンピック開催期間に 4 日（大会前及び／又は後）を加えた期間、ICS D 会長、事務局長、通訳者 1 名、オーディオロジスト 1 名の全旅費及び宿泊費。
ICS D 執行委員会、技術委員全員（夏季大会、冬季大会それぞれについて）、オーディオロジスト 1～2 名、ICS D 名誉会員全員、その他 ICS D が招待した来賓についての宿泊費
5. デフリンピック開催により発生した収益はろう者スポーツ発展のため、以下のように分配される。
 - ・ ICS D に対して 50%
 - ・ 主催国協会に対して 50%
6. 万が一デフリンピックにかかる費用が収益を越える場合は、主催国協会（又は組織委員会）が損失補填の全責任を負うものとする。

DG18. メダル・賞状

1. メダル及び賞状のデザインは、デフリンピック開催の遅くとも 12 ヶ月前に、承認を得るために ICS D 執行委員会へ提出しなければならない。
2. 全競技種目について、優勝者には金メダル及び賞状、準優勝には銀メダル及び賞状、第 3 位には銅メダル及び賞状を授与する。全メダルに該当する競技及び種目名を彫るものとする。技術と時間の許す範囲で、同様にメダル獲得者の氏名をメダルに彫る。
（訳注※ 「金メダル」の金は vermeil。つまり純金ではなく金メッキの銀及び青銅。）
3. 個人競技については、4 位～8 位入賞者に賞状が授与される。
4. 各団体競技及び種目について、ただし特殊な場合（例えば、個人競技で抽選などによる対戦の位置によって順位が決定してしまうような場合）を除くが、デフリンピック中に開催された試合又は競技に少なくとも一度は参加している、優勝チームの各選手に対して 1 位、準優勝チームの各選手に 2 位、その次のチームの各選手に 3 位が与えられる。上記チームの他の選手にも賞状が授与されるが、メダルは授与されない。4 位～8 位入賞チームの選手には賞状のみ授与される。
5. 特殊な場合の団体競技では、チームに対し 1 つのメダルが授与され、選手には賞状のみ授与される。

6. メダルの裏に ICSD のロゴを入れる。
7. 賞状には ICSD 及び組織委員会両方のロゴを入れ、ICSD 会長及び組織委員長がサインをする。選手名は手書きか印刷とする。
8. 組織委員会は各参加国の団長に銀メダルを提供する。
9. デフリンピックでは上記以外の賞は与えられず、組織委員会は大会終了時に残ったメダルと賞状を ICSD に提出する。
10. デフリンピック参加選手が失格となった場合、メダル及び賞状を ICSD に返却しなければならない。返却されない場合、該当する参加国協会は制裁を免れない。
11. 組織委員会は各メダルの見本を 2 つずつ ICSD に提出する。
12. 組織委員会は全てのメダルの鋳型を、デフリンピック後に ICSD に提出しなければならない。

DG19. ポスター

1. ポスターのデザインは、組織委員会が任命されて 1 年以内に ICSD 執行委員会へ提出されなければならない。
2. ポスターには、目立つ位置に ICSD のロゴが入っていないなければならない。
3. ポスターは 1 大会前のデフリンピックが終了した後でなければ配布できない。

DG20. 著作物

1. 主催国協会（または組織委員会）は 2 ヶ月以内に、ICSD 会報に載せるためにデフリンピックの全競技及び種目の結果の完全な写しを、ICSD に送らなければならない。

2. ロゴ

1. デフリンピックに関するすべての著作物、ビデオ、フィルム、公文書及び報告書、またはデフリンピックに関連する便箋等のレターヘッド、アートワーク、メダル、その他デフリンピックの宣伝用販促物または一般に販売するための商品を含むすべての所有物について、ICSD のロゴを必ず目立つ位置に載せなければならない。
2. ICSD 会長のメッセージは、全著作物、公文書及び選手村ガイドを含むパンフレッ

ト、最終報告書、公式“フィルム”及びその他すべての広報手段に載せるものとする。

3. パンフレット

大会詳細パンフレットは、プログラム全般と大会期間中利用できる施設及び設備、サービスについて記載し、英語とデフリンピック主催国の言語で作成する。組織委員会はデフリンピック開会の2年前に、ICSD 及び全加盟国ろう者スポーツ組織へパンフレットを配布することとする。

4. 情報提供

デフリンピック開催期間中、組織委員会は選手村滞在者、来賓、組織委員会の人員及び一般向けに日刊情報紙を発行する。情報紙は以下を掲載しなければならない。

- 組織委員会の公用語による選手、競技状況の記事とその英訳文。
- ICSD スポンサーのための宣伝、広告及び PR 記事。
- 前日競技結果ハイライト。

5. 競技結果

1. デフリンピックの完全版結果報告本は、デフリンピック終了後1ヶ月以内に発行される。結果報告本は、デフリンピックの記録リストにあわせて競技種目と分類レベルに整理した全予選および決勝の結果を含むものとする。
2. この結果報告本は、発行後すぐ、ICSD 本部に15部が無料配布される。
3. この結果報告本は各国ろう者スポーツ組織、ICSD、執行委員会、技術委員に無料配布する。

6. 報告書

1. 完全版の報告書はデフリンピック後一年以内に用意され、デフリンピック開催国の公用語で書かれなければならない。この報告書は正式な英語の翻訳付きで、ICSD のために15部用意しなければならない。
2. この報告書は各国ろう者スポーツ組織及び ICSD 理事に無料配布される。
3. 組織委員会がデフリンピックの組織として発行した全ての著作物を3部ずつ、報告書の一部として ICSD に無料配布する。

4. デフリンピック開催立候補中及びその後組織委員会として作成した、デフリンピックに直接関係する物品（メダル、ポスター、おみやげ品など）を 2 つずつ、報告書の一部として ICS D に提出する。

7. 公式フィルム

1. 組織委員会は、ビデオまたは DVD のようなよく普及したメディアで、少なくとも 40 分以上の”フィルム“を制作し、それをデフリンピック終了後 6 ヶ月以内に ICS D に提出する。作成にあたっては、以下の指示に従うこと：
 - 公式フィルムは、プロフェッショナルなドキュメンタリーであり、英語字幕をつけなければならない。
 - 公式フィルムには著作権者として ICS D のロゴと文字を、始めと終わりに入れなければならない。
 - 公式フィルムは全競技施設の全競技種目を幅広く網羅していなければならない。
 - 公式フィルムは、国際色を打ち出し、各国の金メダル獲得数に比例して、その国の選手をとりあげなければならない。
 - 公式フィルムでは競技ごとに主要な試合を特集するものとする。
 - 公式フィルムのコピー 2 部（PAL 1 部、NTSC 1 部）は後であらゆる言語で字幕がつけられる「国際音声効果オーディオ盤」として、組織委員会から ICS D に提出するものとする。
 - 英語で記録された字幕の原本の入ったコンピュータ記録メディア 2 部を、公式フィルム提出の一部として提供する。
 - 選手、ICS D 職員又は役員のインタビューの個所は、英語にするか、文字または音声の同時通訳を付けなければならない。

ICS D は、上記について契約上厳しく遵守されていないければ、いかなる制作者との協議にも加わらない。

2. 公式フィルム（PAL と NTSC 1 部ずつ）の試写版サブマスターフィルム 2 部を、最終版の前に承認を受けるために、ICS D に提出しなければならない。どんなことがあっても ICS D の書面での承認なしに最終版フィルムを完成させてはならない。
3. 主催国放送局として活動する制作会社が公式フィルムを制作する。主催都市・組織委員会・ICS D の契約のもと、公式フィルムの所有権は ICS D が有するため、フィルムの使用、配布及び放映（後日承認課題）の調整についてはデフリンピックの遅くとも 12 ヶ月前までに ICS D と交渉しなければならない。

4. ICSD の書面での許可が与えられるまで、また与えられなければ、制作者はどこの国であれ、フィルムのいかなるテレビ放映の交渉にも参加することができない。
5. 制作者は ICSD と主催国組織委員会との契約に従い、フィルムの所有権が ICSD にあることを理解しなければならない。

DG21. 競技式典

1. 組織委員会は開会式及び閉会式について規則に従わなければならない。
2. 全ての夏季及び冬季デフリンピックにおいて、ICSD 旗の引継ぎを行うこと。
3. 執行委員会は、表彰式の全責任を負う。ただし、表彰式の執り行いは、技術委員がおこなうこともできる。

DG22. チーム代表者・技術委員代表者会議

1. ICSD 理事、技術委員、組織委員会の役員といった様々な役員間の役割と責任を明確にするため、デフリンピックの前夜に上記すべての役員による会議を行うものとする。
2. 各競技別のチーム代表者・技術委員代表者会議は、遅くとも第1試合の1日前に行う。
3. チーム代表者・技術委員代表者会議には、各競技委員、審判員、技術委員及び各国チームの代表者2名が出席する。チーム代表者のうち最低でも1名はろう者でなければならない。
4. トーナメント戦（テニス競技など）の抽選は、会議中に実施する。

DG23. 権限・判定権（全競技審判員）

1. 競技の監督責任をもつ技術委員（TD）とアシスタントは執行委員会で指名される。技術委員は各々のスポーツの競技委員と異議申し立て委員を兼ねることになる。
2. 各スポーツの競技規則は国際連盟規則とし、規約の聴覚的な合図を視覚的なものに部分修正をする。
3. 各審判員、スタート係及びその他競技役員は、国内で最も適した者の中から組織委員会が選出する。

4. デフリンピック審判員の義務は、審判員の持つ他の専門的責任と対立してはならない。
5. 可能な限り、審判員の国籍は、競技に出場しているいずれかのチームと同じ国籍では内容に計らう。
6. 各国協会は、大会での職務に国際的な資格を有する審判員を推薦することができる。、大会での職務に有能な審判員を推薦できる。ただし、組織委員会と特別な合意がない限り、その協会は当該審判員にかかるすべての費用を負担しなければならない。
7. 組織委員会は、大会の遅くとも6ヶ月前に各審判員の担当スポーツ及び名前を通知しなければならない。
8. 組織委員会は、各審判員の任命に全決定権を有する。

DG24. 権限・判定権（紛争）

1. ICSD 会長または会長に指名された者は、主催国協会（又は組織委員会）又は大会参加国協会により提出された、大会に関係するあらゆる申立ての仲裁において最高権力を有する。
2. 競技中に試合についてだされた異議については、担当の審判によって判断が下される。これらの審判の判断の対象となるのは、試合結果が決定してから2時間以内に英語で書面で異議を申立てた場合に限られる。紛争に関して、さらに明確にする必要であれば、該当する国際スポーツ連盟規則を参考にしなければならない。
3. 役員への決定に対する申立ては、抗議委員会に提出する。併せて評議員会で決められた額の申立て金を納めるものとする。
4. 抗議委員会の決定に対する申立ては、申立人である選手団の役員が、抗議委員会の決定後、4時間以内にデフリンピックの審査員団に対しておこなわなければならない。
5. 抗議委員会は5名からなり、1名は技術委員とする。他の4名は組織委員会が指名する。
6. 審査員団は5名で構成し、うち3名はICSD執行委員会が指名し、残りの2名は組織委員会が指名する。
7. 申立てが受け入れられた場合、申立て金は訴えを起こした選手団に返却される。

8. 聴力テスト及びドーピングに関する申立ては、(医療委員会、選手委員会などの主要代表者と協議の上)、ICSD 執行委員会が判定権をもつ。

DG25. 技術規則

1. ICSD 執行委員会と技術委員は組織委員会と協力して、各競技の技術規則を作成し、必要であればデフリンピックのプログラム上の各種目についても技術規則を作成する。
2. これらの技術規則は、デフリンピックの 9 ヶ月前に行われたオリンピック大会及び／又は世界選手権大会の規則にあわせるものとする。
3. これらの専門規則は、デフリンピックの 6 ヶ月前に発行され、ICSD 全加盟国協会に郵送されるものとする。
4. デフリンピックのプログラムに含まれる全ての競技に対し、競技施設および設備を提供する。全ての施設は、ろう者にとってアクセスしやすいものでなければならない。また主要な駅や選手の滞在先から便利なところになければならない。

DG26. 開催施設

夏季デフリンピック施設：

- メイン・スタジアムは 400mトラック、最低 8 レーン、フィールド競技に十分な面積を人工地面で備える。国際基準の電子記録装置は全トラック種目のゴール地点で利用できなければならない。できれば、メイン・スタジアムで開会式及び閉会式を行い、これらの前イベントとしてサッカー競技の試合を行う。
- 下記の競技施設は次の通りであること。
 - * 陸上－400m／8 レーン、人工地面、国際基準の電子記録装置、フィールド競技に十分な面積を備える。
 - * バドミントン会場は国際競技基準のコートを 4 面以上備える。
 - * バスケットボール－国際基準サイズのコートを 2 面以上とさらに練習用コートを備える。(必要ならば、コート 2 面以上の会場 2 箇所を利用して、男女別にトーナメントを行う)
 - * ボウリング会場は国際競技基準に適合した、24 レーン以上を備えなければならない。
 - * 自転車競技のサイクリング・ロードは 5,000m以上の直線コースを一つと、国

国際競技基準の長距離コースを備える。

- * サッカー会場は国際競技基準のサイズ及び表面材質の競技場とする（メイン・スタジアムに加えて）。
- * ハンドボール会場は国際競技基準のコート 2 面以上を備える。
- * オリエンテーリング会場は国際公認コースとする。
- * 射撃会場は射撃場（空気銃の設備も備えていること）
- * 水泳会場は 2～3 の室内及び／または屋外スイミング・プール（50mプール及び／または水球競技場に加えて練習用プール）を備える。プールのゴール地点に国際競技基準の電子記録装置を備え付けなければならない。
- * 卓球会場は国際競技基準の卓球台 24 台まで入るスペースを備える。
- * テニス会場は芝またはハードコート 8 面以上を備える。
- * バレーボール会場は国際競技基準のコート 2 面を備えるほか、ビーチバレーのためのサンドピットを備える。
- * 水球会場は長さ 30m、幅 20m、深さ 1.8m以上のプールとする。
- * レスリング場はマット 2 面以上を備える。

すべての競技場で電光得点掲示板(スコアボード)を備える。競技場に固定されているものか、取り外し可能のいずれかとする。

冬季デフリンピック施設：

- * アルペンスキー—回転、スーパー大回転、大回転、複合、滑降用の FIS（国際スキー連盟）適合ピステ、加えて適切な維持管理を要する。
- * スノーボード—国際スキー連盟基準に適合したハーフパイプ及び大回転、パラレルスラローム用の FIS ピステ。
- * ノルディックスキー—国際スキー連盟規則及び規約に適合した 5km、10km、15km、30km のコース。
- * アイスホッケー—国際アイスホッケー連盟（IIHF）の要求に準ずる国際競技基準により承認された室内スケートリンク。

デフリンピック・パーク：

冬季及び夏季デフリンピック会場には、表彰式、情報センター、集会の場所などに使用されるデフリンピック・パークを設けることを検討すべきである。このデフリンピック・パークはシティ・スクエア（町の中心）またはデフリンピック村から近い場所に設けられるべきである。

DG27. 交通機関

1. 開催地交通機関

1. 組織委員会は ICSD 全職員、役員及び選手のために、宿泊先から競技場までの交通を確保しなければならない。審判員及び選手に対してはそれぞれが競技もしくは参加する競技施設への往復の交通のみを提供するものとする。競技チームの役員、ICSD 役員、組織委員会役員のみが交通サービスを自由に利用できる。できれば全競技の技術委員用に、すぐ移動したい時に自由に利用できる個人用車を用意する。
2. 登録していない競技を観戦するために交通サービスの利用を希望する選手及び役員は、組織委員会の判断で、交通費を自費負担するものとする。
3. 交通サービスは開会式の 2 日前から閉会式まで利用できるものとする。組織委員会が希望する場合は、空港と選手団の宿泊施設との間の交通手段を提供することができる。

2. ICSD 執行委員会

1. ICSD 会長及び事務局長には個人専用乗用車を用意しなければならない。ICSD 理事のために移動用乗用車（バン）1 台が提供されるものとする。
2. 組織委員会は、デフリンピック開会式及び閉会式に公式出席する ICSD 関係者に交通手段を提供しなければならない。

3. 交通機関案

1. 組織委員会は ICSD 執行委員会への定期報告書に、選手及び役員が競技会場、宿泊先、その他の施設間を移動できる全交通手段概要を載せた、交通機関案に関するの情報を含めなければならない。
2. ICSD 執行委員会は交通機関に関して進捗状況の報告書作成のために、いつでも組織委員会と連絡をとることができる。

DG28. 医療・救急処置

1. 組織委員会は大会期間中、適切な医療補助（医師、看護師、歯科医など）を設置する責任を持つ。
2. 各チームの医師、看護師及び派遣団長は、開催地到着次第すぐに全医療サービスの内容、連絡先について情報提供を受けるものとする。
3. 救急処置本部は全競技場で利用できるもので、医療及び救急処置スタッフと緊急事態に備え救急車を適切に配備されていなければならない。

4. 看護サービスは 24 時間体制でなければならない。また、控えの医師が待機しており常に呼び出せる体制でなければならない。
5. 病院施設は救急病室と重症患者のための病床を備え、24 時間期間中無休で利用できるものとする。
6. 理学療法士が選手を治療するのに必要な設備を整えなければならない。この設備は参加選手団の療法士が自国の選手の治療をするために提供される。
7. 大会参加国が自国選手団のためのけが・医療診療所を希望する場合は、当事国の宿泊施設に適切な場所を確保しなければならない。

DG29. 宿泊施設及び詳細

1. ICSD 選手村

1. 組織委員会はできる限り、全競技選手及び選手団役員が適切な価格で寝食とともできるように、適切で便利な立地の宿泊施設を提供しなければならない。これと異なる対応をする場合には ICSD の承認を必要とする。
2. ICSD 選手村は選手団に対して少なくともデフリンピック開会式の 1 週間(7 日)前から閉会式の 3 日後まで開放されるものとする。
3. 選手村はメイン・スタジアム、練習場及びその他の施設にできる限り近く、ろう者が利用しやすいようアクセスが確保されなければならない。
4. 技術委員、役員、審判員、アンパイヤー、タイム・キーパー及び ICSD と組織委員会が任命したその他役員の宿泊手配も行われなければならない。

2. ICSD 選手村滞在について

選手及び選手関連の役員は選手村に滞在する。技術委員、役員、審判員は ICSD 選手村に滞在するものとする。

3. 居住環境

1. 組織委員会は ICSD と協議の上、ろう選手に適した居住環境を提供するものとする。住居管理者は部屋を適切に利用できるよう維持管理し、住居に関する諸問題に対応する。
2. 浴場及びトイレは毎日清掃する。客室及び事務所は定期的（1 日おき）に清掃する。

4. 食事

組織委員会は大会参加国に対し、宗教、治療食の関係で特別食が必要かどうかを確認し、特別食を必要とする選手にも対応できるようにする。

5. 郵便物取り扱いセンター

郵便物取り扱いセンターは選手村に設置する。このセンターは、選手村の滞在者宛てに届いた郵便物を仕分けし、配達する。また、競技会場、当日の会議、毎日の競技結果及び日刊紙の配布も行う。

6. 娯楽施設

組織委員会は選手及びスタッフのためのレクレーション・プログラムを企画する。このプログラムには、開催地のための交流を深め文化を広める企画を含む。

7. 洗濯

組織委員会は大会参加者のために、洗濯のできる施設を提供するものとする。

8. ICSD 執行委員の宿泊施設について

1. ICSD 全執行委員及び技術委員は、ICSD 本部の置かれるホテルに宿泊し、食事とクリーニング・サービスを含む宿泊費を組織委員会が負担する。ICSD 本部となる施設に宿泊するすべての人の食費とクリーニング・サービス費用は組織委員会が負担する。ICSD 本部施設は ICSD により承認されたホテルでなければならない。
2. 客室は ICSD 理事とスタッフ（オーディオロジスト、通訳者、その他の ICSD スタッフなど）に提供され、ICSD の来賓にも上記と同様に全食事付きで提供する。
3. 組織委員会は無料で 25 人の会議を開催できる部屋とラウンジ・スペースを提供するものとする。これらの部屋には毎日、軽食、果物、飲み物を備えておく。
4. 組織委員会は 8 名を収容できる事務局スペースを提供する。事務局スペースには以下のものを備える。
 - ・ 事務機 6 つ
 - ・ 作業機 2 つ
 - ・ コピー機 1 台と白紙のコピー用紙 5000 枚
 - ・ レーザープリンター 2 台と接続した Microsoft Office インストール済みパソコン 4 台
 - ・ 直接海外と通信できるファクシミリ機 1 台
 - ・ 電話 2 台及び各執行委員と技術委員に e メールが出来る携帯電話を 1 台ずつ支給

9. 宿泊施設（ICSD 選手村をつくらない場合）

1. 組織委員会は全競技選手及び選手団役員が適切な価格で宿泊・食事できる様に、全参加国が同一施設を利用できない時はできる限り近くに、適切で便利な宿泊施設を提供しなければならない。
2. 宿泊施設は少なくとも開会式の 6 日前から閉会式の翌日まで、全競技チームが利用できるよう、設置するものとする。
3. 宿泊施設はメイン・スタジアム、練習場及び競技場のできる限り近くに設置する。
4. 組織委員会が任命した審判員、アンパイヤー、レフリー、タイム・キーパーの宿泊手配も行うものとする。
5. 組織委員会は ICSD 執行委員、技術委員、審判員及び ICSD が組織委員会と協議の上決定したその他の人員の宿泊費を負担する。通常これらの人員は主要競技会場にできるだけ近い五つ星、もしくは四つ星宿泊施設に滞在すべきである。
6. 大会参加者の宿泊施設は選手、役員及び組織委員会スタッフに限り利用できる。応援団及び観客は大会参加者とは別の宿泊施設に滞在するものとする。
7. 参加国選手団は、選手の宗教又は医学的理由による特別食の手配に責任を持つ。

DG30. 大会参加者

1. 情報提供者

組織委員会は情報担当者を養成すること。情報担当者は本部ホテルや主要競技場内の情報事務所を使用し、役員、選手、観客に対し、大会競技プログラム、会期中の交流イベント、開催地の名所旧跡や文化施設に関する情報を配信するものとする。

2. 随行員

1. ICSD の来賓、その他公式な来賓のために、随行員グループが待機する。このグループは、開会式・閉会式の補佐も務める。
2. 組織委員会は随行員が選手団も補佐できるよう養成すること。随行員の人数は、選手団の人数に比例して決定され、全員国際手話が堪能なものとする。随行員は選手団長と共に会議に出席し、選手やスタッフを支援する。

3. 各選手団会議の開催

1. 組織委員会は ICSD 執行委員会、技術委員（TD）、組織委員会が当日及び翌日の日程について話し合えるよう、毎日会議を開催するものとする。会議室は、設備が整い、夏季大会は 30 人、冬季大会は 20 人を収容可能な部屋とする。
2. 会議室には、ノートパソコン、LCD プロジェクター、OHP 及びスクリーンを

設置する。各国選手団が前もって組織委員会に申請した会議にもこの部屋を利用できるものとする。

4. 通訳者

組織委員会は有資格通訳者を組織し、各国選手団が国際手話に堪能な通訳者を一名ずつ利用できるよう手配する。

5. 警備

1. 組織委員会は大会参加者及び用具の安全に関する責任を持つ。そのために警備員と契約し、大使館及び警察と連携して特別警備体制を整えるものとする。
2. 組織委員会は、大会期間中についてのみ参加者と用具の安全に責任を負い（DG2を参照）、大会直前または直後に発生した行事への責任はないものとする。

6. ボランティア

組織委員会は、現地の全会場及び競技プログラムに精通したボランティアを組織するものとする。ボランティアは主要会場への行き方と施設の案内について大会参加者を支援する。

DG31. 違反

本規則の条項に記載していない事由により特定の人もしくは団体に対して罰則手続きが必要となった場合は、執行委員会が罰金を決定する。その際のICSD執行委員会の決定は最終決定とする。

DG32. その他

本規則の条項に記載していない事柄については、ICSD規則及び付則を参照するものとし、場合により国際スポーツ連盟（ISF）規則またはIOC憲章に従うものとする。

付記3. 開会式及び閉会式次第

開会式

スタジアムの正面観覧席2箇所を役員用に確保する。一方は ICS D 会長及び職員、組織委員会会長、開催国ろう者スポーツ協会、開催国政府首脳、IOC 会長（または代理人）のための席である。もう一方は開催地来賓、主要寄贈者、ICS D 来賓、ICS D 委員、技術委員、組織委員、及び開催国協会員のために用意する。

役員席は、スタジアムの階段状席、平面席または貴賓席に確保する。

また、スタジアムの近くに、来賓及びボランティア用の駐車スペースを確保する。

式を担当する組織団体は国内衛生基準に従い、適正な化粧室（トイレ）が用意されていることを確認する。

国際手話の堪能な通訳者を観客の前に配置し、話された言語や各国手話を国際手話に訳す。通訳者のうち何名かは開催国の手話に訳し、地元のろう者が理解できるようにする。

開催国の言語による表記でアルファベット順に、選手及び役員が入場行進（フランスが先頭で開催国が最後尾）する。

歓迎の挨拶（組織委員会会長）

開会の言葉（初めに ICS D 会長の挨拶、続いて政府高官または高名な来賓が大会の開会を宣言する）

鳩または／及び色とりどりの風船などが放たれる。

IOC 旗入場、続いて IOC の曲が流れる中 IOC 旗掲揚

ICS D 旗入場、続いて ICS D の曲が流れる中 ICS D 旗掲揚

前回のデフリンピック主催団体の代表者が ICS D 旗（ポールにつけて）を持って入場し、中央で今大会の組織委員会高官に旗を受継ぐ（夏季大会のみ）。

選手及び審判員一名ずつによる宣誓。極力、国際手話で宣誓すること。

[選手宣誓]

デフリンピック開催国の国民により選出された選手一名が、各国旗手と共に壇上に上がる。ICS D 旗の旗手は選手宣誓の際、旗の一角が選手の肩に乗るような位置に着く。

「第〇回デフリンピックに参加する全選手の名において、我々はスポーツマン精神にのっとり、ろう者スポーツと我がチームの名誉にかけて、大会規則に従いデフリンピックに参加することを誓います。」

開会式の最後に、入場と逆の順序で選手及び役員が退場する。

組織委員会の判断で、地元の舞踊や歴史を表現する演技などの特別演目が催される。

個人的、集团的、政治的などの演目は認められない。

閉会式

ICSD 評議会によるデフリンピック閉会式次第に求められる基準は次のようである。

スタジアムの観覧席に、ICSD 特別来賓、会員、及び技術委員、また組織委員及び開催国協会高官のために席を確保する。

国旗及び旗手の入場

選手入場

別れの挨拶及び閉会の言葉（最初に組織委員会会長、続いて ICSD 会長が大会の閉会を宣言する）

ICSD の曲が流れ、ICSD 旗が下ろされる。

ICSD 旗が ICSD 会長に手渡され、さらに会長が次回デフリンピック開催国代表に手渡す。次の開催予定が冬季大会の場合は、次回冬季大会組織委員会代表が ICSD 旗を受け取るものとする。逆に次が夏季大会の場合は、次回夏季大会組織委員会代表が受け取る。

選手及び役員が退場とともに閉会式は終了となる。

個人的、集团的、政治的などの演目は認められない。

付記 4. 表彰式次第

全ての個人及び団体種目について、優勝、準優勝、第 3 位を獲得した選手はメダルと賞状を授与される。賞状は組織委員会が手配できるかどうかに応じて、大会期間中の授与または各国へ郵送される。

メダルの授与は厳粛に、各競技種目が終了するたびに適正な場所で行われる。

冬季大会の表彰は開催国の判断で、閉会式より前に一箇所で行うこともできる。

メダル贈呈式の間には選手及び ICSD 担当者は舞台裏に集合する。

そこから選手たちは式担当者により舞台へ誘導される。

メダルは 1 つずつクッションに乗せてメダル担当者が運び、表彰される選手たちに続いて入場する。

表彰式主催者（ICSD 技術委員でもよい）が優勝者の氏名、国名、競技記録を公表する。

優勝者が 1 位の表彰台に上がる。

ICSD 会長（または代理人）がメダル担当者の手から金メダルを取り、メダルを優勝者の首にかけ功績をたたえる。

同様にして、銀メダル、銅メダルも選手に授与される。

メダルがすべて授与されると表彰式主催者は、各国旗が掲揚される方を向くように選手たちに促す。

表彰者の国旗がポールに掲揚される：

中央が優勝者国旗、競技場に向かって右隣に準優勝者国旗、左隣（これも競技場に向かって）に第 3 位獲得者国旗を掲揚する。

ICSD の曲が流れ、その間選手、役員、観客は掲揚される国旗に注目する。

曲が終わると、選手に表彰台を降り退場するよう誘導する前に、表彰式主催者が 5 分間の写真撮影を許可する。

ICSD 会長は ICSD 理事、名誉会員などの中から選んだ代表者に、メダル授与を代行させることができる。

ICSD 会長は代行者を任命したことを、組織委員会に対し正式に通達しなければならない。

組織委員会は各競技種目のプログラムを立てる際、表彰式の日程についても同時に組み込むものとする。しかし、メダルに選手名などを彫る場合には、組織委員会はさらにその作業に要する時間も考慮して組み込む必要がある。

ICSD 執行委員会がこれらの規則の追加、変更、削除についての決定権を有する。

規則に変更などがあった場合には、ICSD 事務局長が組織委員会に正式に通達することとする。

表彰式の進行を担当する委員会または団体は、以下のことを手配しなければならない。

- ◆ メダルを運ぶ担当のボランティアの手配
- ◆ 授与の前にメダルを乗せるクッションの準備
- ◆ 表彰者たちがメダル授与の間上っていられるような表彰台を準備する
- ◆ 必要な数の全ての国旗とポールの準備
- ◆ メダル贈呈者たちが各会場まで移動するための交通手段を準備する
- ◆ できればメダル贈呈者用に、特別なユニフォーム（または開催国の民族衣装）を用意する
- ◆ 全 ICSD 会員、技術委員など参加する会議に出席し、委員の顔と名前などを覚える
- ◆ 国旗掲揚中に演奏するために ICSD の曲を手配する
- ◆ 安全な場所に各メダルを常に十分な数用意し、各種目で授与されるメダルは正しく彫刻されたものとする
- ◆ 組織委員会の判断により、評議員会に出席している加盟国ろう者スポーツ協会代表者に、銀メダルを配布するものとする

・デフリンピック規則

Deaflympics - Regulations

<http://www.deaflympics.com/about/index.asp?DID=546>